

別表

今帰仁村保育所等入所採点表

児童名（ /第一希望： ）

類型	細目	形態		父	母
就労	☐ 常勤 ☐ パート アルバイト	勤労日数	勤労時間		
		月21日以上(5日/週) 10	8時間以上 10		
		月16～20日(4日/週) 8	7時間以上 9		
		月12～15日(3日/週) 6	6時間以上 8		
		月12日未満 3	5時間以上 7		
			4時間以上 6		
			4時間未満 2		
	☐ 自営業 ☐ 内職 ☐ その他	月21日以上(5日/週) 9	8時間以上 9		
		月16日～20日(4日/週) 7	7時間以上 8		
		月16日未満 3	6時間以上 7		
			5時間以上 6		
			4時間以上 5		
			4時間未満 2		
就学・訓練	☐ 大学 ☐ 各種 専門学校等 ☐ 職業訓練校	就学・訓練日数	就学・訓練時間		
		月21日以上 (5日/週) 7	8時間以上 7		
		月16～20日 (4日/週) 5	7時間以上 6		
		月12～15日 (3日/週) 3	6時間以上 5		
		月12日未満 0	5時間以上 4		
			4時間以上 3		
			4時間未満 0		
求職	求職活動が確認できる場合 入所期間：3か月 8				
妊娠・出産	予定日(年 月 日) 入所期間：産前8週間の属する月の1日から産後8週間の属する月の末日まで 1 2				
	入所日が産前産後8週間の期間に該当し、その後就労又は就学等への復帰予定の要件(求職を除く。)が確認できる場合	・復帰後に就労予定の場合 母の就労の配点から勤務日数・勤務時間それぞれー3 ・就学または職業訓練の場合 就学・訓練の配点から日数・時間それぞれー3 ・求職予定の場合 0			
疾病・負傷・障がい	☐ 疾病・負傷・一般療養	入院(1か月以上)又は常時寝たきり・感染症・難病 20			
		常時寝たきりの状態で子どもの世話ができない場合 20			
		おおむね6か月以上の長期的治療を要し、日常生活及び子どもの世話に支障がある場合 18			
		おおむね3～6か月以上の治療を要する場合 14			
		軽症であるが、定期的通院を要する場合 11			
	☐ 障がい者	身体障害者手帳1級・2級該当者、精神保健福祉手帳1級・2級該当者又は療育手帳A1・A2若しくはB1該当者の場合 20			
		身体障害者手帳3級該当者、精神保健福祉手帳3級該当者又は療育手帳B2該当者の場合 18			
		身体障害者手帳4級該当者の場合 16			

災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 20			
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書により、社会的養護の必要があると認められる場合 適宜（※1）			
その他	□不存在	両親の不存在の場合 40		
調整点	勤務点	採用予定又は開業予定である場合 -1		
		育児休業取得前に在所していた者で、退所後、職場復帰に伴い利用を希望する場合 1		
		沖縄本島内の保育所等(地域型保育含む。)の保育士として採用予定、復帰予定又は勤務している場合 適宜（※1） 10		
	失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(※2) 1		
	障がい	申込児童が障がいを有する場合 適宜（※1）		
		日中、世帯内の障害児の監護を必要とする場合 (対象児全てに加点) 自宅で全面監護 +18 学校児童デイ等との併用監護 +6		
	世帯状況	母子・父子又はこれに準ずる家庭の場合 20		
		単身赴任世帯(沖縄本島外に限る。) 3		
		生活保護世帯の場合 36		
	在所状況 (4月1日付、 新年度開始時 に限る)	在所する園への継続の入所を希望する場合 (入所児及び、入所予定児全員に加点) 3		
		兄弟姉妹が別々の保育所等に在所する場合で、新年度どちらか一方の保育所等へ転園を希望するとき。 (継続児・転園児の両方、入所予定児全員に加点) 3		
	小規模保育施設	小規模保育事業等の卒園児童の場合。ただし、連携施設以外での選考となった場合に限る。 3		
		小規模保育事業等の卒園児童であって、兄弟姉妹が在所する保育所等への入園を希望する場合 4		
	多子世帯 (子供2人から)	前年度の多子軽減に合わせて、世帯の入所児童及び、入所予定児全員に加点する。 (現年度在園児と次年度申請児を合わせた人数を加点) 2		
	同居状況	就労していない65歳未満の祖父母と同居している場合 -2		
	(現・過年度) 保育料滞納	滞納件数×-3 (滞納1ヶ月ごとに-3)		
	校区優先 (次年度のみ)	保育所所在地の小学校区に居住している 5歳児(+10) 4歳児(+3) 3歳児(+2) 2～0歳児(+1) (区/園 :)		
		基礎基準点	計	0 0
		調整点合計	計	0
		総合点数	0	

※1 「適宜」については、児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する。

※2 生計中心者とは、同一生計内において当該年度又は前年度の所得額が高い者とする。